

ファイザープログラム 応募企画書 作成の手引き

1. 企画内容の検討にあたって

- 応募要項の「プログラムの趣旨」について、昨年までは「中堅世代」を中心に助成をしてきましたが、本年からは「あらゆる世代」を対象にします。世代を超えた生涯の問題としてヘルスケアを考えていただければ幸いです。
- 昨年からは患者団体や障がい者団体によるヘルスケアの取り組みがさらに発展することを願い、企画調査を踏まえて、応募要項を改訂しました。本年からは「助成対象プロジェクトについて」は下記の3点を重点課題とします。

(1) 当事者が主体となって、市民や専門家と協力して進める取り組み

患者団体や障がい者団体あるいはその他のヘルスケア上の課題をもつ当事者の団体が、広く市民の参加や協力を得ながら、当事者の充実した生き方を実現するための調査研究や実践活動

(2) 関係する団体等と連携し、ネットワークを強化し広げる取り組み

立場や得意分野を異にする複数の団体が、それぞれの特性を生かしながら連携してヘルスケア上の課題に取り組み、そのネットワークを強化したり広げたりするための調査研究や実践活動

(3) 現場の視点から新たな課題を発掘し、その解決を目指す取り組み

実践を通じて現場から見えてきた、一般にはほとんど認識されておらず公的な施策もない課題について、その実態を明らかにし、その解決の方策を検討し、解決を目指す調査研究や実践活動

- 応募企画の検討にあたっては、応募要項の「プログラムの趣旨」「助成対象プロジェクト（重点課題および市民研究）について」をご確認いただき、これに添う内容となるよう検討してください。
- なお、この1月から新型コロナウイルス感染症の広がりにより「健やかなコミュニティ」は大きく傷つきました。その回復に向けた取り組みなども応募趣旨の範囲で対応可能と考えますので、ご検討ください。

<市民活動・市民研究とは>（※応募企画書P1「応募種別①」で選択）

- 「市民活動」とは、当事者のヘルスケア上のニーズや課題を対象とした支援やプログラムの提供、その社会課題を解決するための提案など、**当事者（市民や患者・障がい者など）が主体的に参加して行う実践活動**そのものを言います。
- 「市民研究」とは、当事者のヘルスケア上のニーズや課題を明らかにするための実態調査や、実践の妥当性や効果を明らかにするための評価など、**当事者（市民や患者・障がい者など）が主体的に参加して行う調査研究**を言います。
この場合、専門家や研究者の協力も重要ですが、それらが主体となつて行う学術目的の研究は含みません。当事者だからこそ可能であるような、ヘルスケア上のニーズや課題を抱える当事者の現実に迫り、それらの生活に密着した研究を重視します。
- 市民活動と市民研究は必ずしも明確に区分できるものではありません。研究的な要素を持つ活動もあれば活動的な要素を持つ研究もあります。この場合はそれらを一体として捉え、助成対象とします。

<「実態調査」「企画開発」「実践」「評価」「普及・発展」について>

(※応募企画書 P1「応募種別②」で選択)

- 応募要項 P2「助成対象プロジェクト（重点課題および市民研究）について」に記載のとおり、本プログラムでは、心とからだのヘルスケアに関する市民活動および市民研究について、「①実態調査」「②企画開発」「③実践」「④評価」「⑤普及・発展」の何れの段階についても応援します（複数の段階も可）。選択にあたっては以下をご参考ください。

①実態調査	インタビューやアンケート調査の実施、相談記録の分析などを通じて、当事者のヘルスケア上のニーズや課題を明らかにする取り組み
②企画開発	得られたデータに基づき、当事者の健康や社会生活を豊かにするための支援の手法や仕組みを創り出す取り組み
③実践	当事者のヘルスケア上のニーズや課題を対象とした支援やプログラムの提供、その社会課題を解決するための提案などの取り組み
④評価	当事者の健康や社会生活がどのように変化したり、課題が解決していったりしたかなど、実践の妥当性や効果を明らかにする取り組み
⑤普及・発展	得られた成果を社会に発信し、より多くの当事者が支援を受けられる環境を創り出したり、より良いプログラムの提供につなげたりする取り組み

2. 応募企画書 P6「7. 応募金額の内訳」の補足事項

- 各費目の内訳について、内容、単価×数量などの積算根拠が明記されていない場合は、応募要項に記載している「本選考基準」の「③プロジェクトの実施体制や資金計画が十分に考えられており、実現性が期待できるかどうか」において低く評価されますのでご注意ください。また、該当費目が減額の対象となったり、助成対象外になることもあります。
- (1)～(5)の各項目の記入については、下記の記載内容をご確認ください。

(1) プロジェクト実施経費

- 助成対象となる費目については、下記の費目を参考にしてご記入ください。下記以外に必要なものがありましたら、適宜必要な費目を追加してご記入ください。

・旅費交通費	(交通費、宿泊費など)
・通信運搬費	(送料、携帯電話、インターネット代など)
・謝金	(講師料、翻訳料、調査協力費など)
・制作・印刷費	(デザイン・印刷・製本費、簡易印刷代など)
・機材・備品費	(情報機器購入費、ソフトウェア購入費。原則として1点30万円以内)
・会議費	(会場代、資料作成コピー代など)
・研修費	(セミナーや講座などの参加費や受講料など)
・資料費	(図書、資料・文献購入費など)
・材料・文具・消耗品費	(木材、ファイル、封筒、紙など。原則として1点3万円以内)

- 以下の費目は助成の対象となりません。

* 敷金、礼金、租税公課、他の団体への助成金・補助金、助成を受けた活動の成果発表以外の目的で参加する集会参加費。

- * 通常の会議や打合せの際の茶菓子や飲食代（ただし、シンポジウムなどのイベントの際の講師やスタッフの弁当・お茶代は可）。

(2) プロジェクト人件費

- プロジェクト人件費には、プロジェクト実施担当者やプロジェクト実施に関わるスタッフの人件費、交通費、アルバイト代などを含みます。（単価や上限は、特に定めていません）。
 - * 応募プロジェクト関連以外の人件費は対象となりませんのでご注意ください。
 - * プロジェクト実施に関わる「外部協力者への報酬」は、(1)プロジェクト実施経費の欄に費目（謝金）を立てて、ご記入ください。
- 人件費対象者の氏名は必ず明記してください。

(3) プロジェクト事務局経費

- プロジェクト事務局経費は、①家賃、②水道光熱費、③固定電話代・携帯電話代の3費目のみが対象です。
 - * 応募プロジェクト関連以外の事務局経費は対象となりませんのでご注意ください。
 - * プロジェクト事務局経費（費目ごと）の算出は、団体の事業全体に占める応募プロジェクトの割合に従い、按分してご記入ください。記入にあたっては、内訳欄に「団体の事業全体にかかる『全額』と「プロジェクト実施に必要となる『按分額』」の両方をご記入ください。

(4) 応募金額

- (1)プロジェクト実施経費、(2)プロジェクト人件費、(3)プロジェクト事務局経費の小計の合計金額をご記入ください。応募金額は50万円～300万円の間に収まるよう各費目の応募金額を調整してください。

3. 企画書作成の際のお願い

- 応募企画書の作成に際しては、下記の事項をお守りください。
- ファイザー株式会社のウェブサイト (<https://www.pfizer.co.jp/>) に掲載した応募用紙（2020年度新規応募用紙）をご使用ください。過去に当ウェブサイトアクセスしたことのある場合は、改めてアクセスし直し、用紙の右肩部に「2020年度新規応募用紙」となっていることを必ずご確認ください。
- ご記入は、パソコンでお願いします。（文字は10または10.5ポイントを用いてください。）印字・印刷は、モノクロとします。手書きの応募企画書は受け付けておりません。
- ご記入の際には、元の書式を崩したり、特に指定（応募用紙の注意書きや本手引に記載）がない限り、頁数が超過しないようにしてください。パソコンの不具合などで、元の書式が崩れる場合は、本手引き末尾のファイザープログラム事務局までご相談ください。
- 書類に未記入の箇所がある、書式が崩れている、公印が押していないなどの場合は、手続きの遅れとなりますので、再度見直しをしてからご応募されますよう、ご協力をお願いします。

4. 選考のプロセスおよび助成にあたって

- 応募いただいたプロジェクトは、本プログラムの趣旨や選考基準にもとづいて、予備選考委員会と本選考委員会で選考を行い、助成候補となる団体・プロジェクトを選出します。候補となった団体には、事務局より選考委員会で出された意見を踏まえ、応募プロジェクトの内容を確認し、実現性が十分かどうかなどの確認をさせていただきます。その結果にもとづき、最終的には選考委員長の決裁によって助成対象団体・プロジェクトを決定します。
- * 助成候補となった団体・プロジェクトすべてが助成対象になるとは限りませんので、予めご了承ください。
- * 助成を決定する際、助成内容（プロジェクト名、プロジェクトの範囲、助成金額など）について、事務局より団体にご相談する場合があります。

* * *

応募企画書の作成や本手引きの記載内容でご不明な点がございましたら、
下記の事務局までお問い合わせください。

ファイザープログラム事務局

特定非営利活動法人市民社会創造ファンド 担当：山田・坂本

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-4-3 日本橋MIビル 1階

TEL：03-5623-5055 / FAX：03-5623-5057

E-mail：pfp@civilfund.org

電話受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）10：00～17：00

(以上)